

「教育課程の編成及び実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）について

（土木工学科）

土木工学科では、「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）に掲げる資質・能力の修得のため、以下のとおり教養教育関係の授業科目及び専門教育関係の授業科目を科目間の内容の関連性や学修内容の順次性を踏まえて体系的に編成します。これに基づき、土木工学のどの分野にとっても必要な基礎知識と進路により適した応用能力を身に付け、伝統を引き継ぎ、実社会で多面的に活躍する土木技術者を養成するために、授業科目に適切な方法（講義、演習、実験、実習、実技）で授業を行います。

- 【a】 教養教育科目の履修により、幅広い知識・教養、外国語の基本を修得する。
- 【b】 共通基礎教育科目の履修により、数学、物理学、化学等の自然科学の基礎的知識を修得する。
- 【c】 専門基礎教育科目の履修により、専門科目に関する基礎的知識、情報処理及び土木技術者としての倫理観を修得する。
- 【d】 専門教育科目の履修により、土木工学を構成する土木材料・力学一般、構造力学・地震工学、地盤工学、水工水理学、交通工学・国土計画、土木環境システムの各分野に関する専門的知識及び技術を広く修得する。
- 【e】 演習科目、フィールドワークを含む実習科目、実験科目、インターンシップでの学修により、問題解決力、挑戦力、協働力・リーダーシップを育む。
- 【f】 テクニカルデザインコース、プランニング・マネジメントコース、環境システムコースの3つの各コースに相応しい土木技術者が担うプロジェクトを反映したプロジェクトスタディにより問題解決力、協働力・リーダーシップを育む。
- 【g】 ゼミナール、卒業研究を通じて、学んできた専門的知識・技術を活かし課題設定、問題解決力を修得するとともに、継続的に学修する能力を身に付け、創造性を育む。